

## 建築改修工事の設計における設計事務所の ランク制度の導入について

大阪市住宅供給公社(以下、「公社」という。)が発注する建築改修工事の設計(公社登録種目:**建築(設計)**)については、公社登録の設計事務所を対象に簡易プロポーザルによるランク区分を決定し、平成29年9月以降の公告案件から設計難易度(レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ)別に応じた指名競争入札又は公募型指名競争入札を実施します。

### 【ランク付け方法】

- 簡易プロポーザルは、年度毎に一括して実施します。(平成29年度は7月実施予定)
- 審査は設計事務所の実績及び技術提案により判断します。
- 審査結果により A・B・C(表 1)にランク区分を決定します。
- 平成29年7月1日以降に公社入札参加資格者の登録申請を提出した者については、簡易プロポーザルによる審査に参加できないため、平成29年度は「ランク C」となります。

### 【入札参加資格】

(表 1)

ランク	選定方法	入札参加資格		
		レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ
		指名競争入札	公募型指名競争入札	公募型指名競争入札
A	ランク B のうち成績上位数者程度	○	○	○
B	簡易プロポーザルにおいて一定の成績以上のうちランク A を除く者	×	○	○
C	簡易プロポーザルにおいて B の成績に満たない者 簡易プロポーザルによるランク付けを受けていない者	×	×	○

レベルⅠ 設計難易度が高い案件

レベルⅡ レベルⅠを除く全ての案件のうち、足場架設を伴うもの

レベルⅢ レベルⅠ・Ⅱを除く全ての案件